

第 3 部 生活排水処理基本計画

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 計画策定の趣旨

本計画は、富士河口湖町及び周辺的环境保全を図るために「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45.12.25 法律第137号）第6条の規定に基づき、一般廃棄物処理計画の一環として地域の生活排水を適正に処理することを目的とした長期計画を策定するものである。

一般廃棄物処理計画における本計画の位置づけは図3-1-1のとおりである。

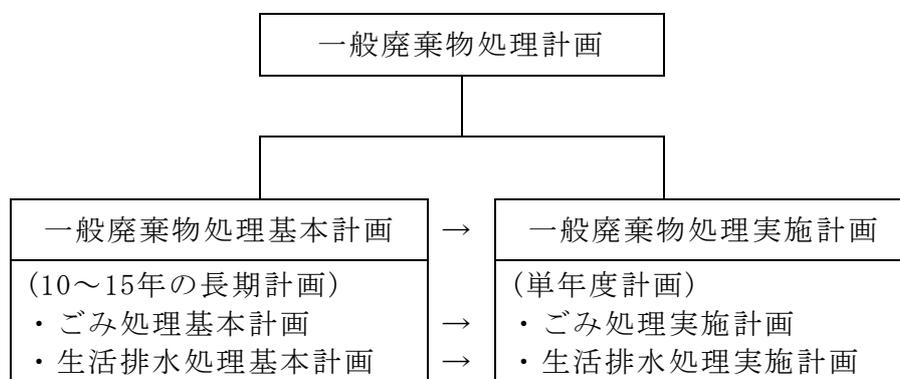


図3-1-1 本計画の位置づけ

また、本計画の内容等については下記の通知等に基づくものである。

- (1) 一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について
(環整第94号 S52.11.4、一部改正衛環第21号 H2.2.1 水道環境部長通達)
- (2) 一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について
(環整第95号 S52.11.4、一部改正衛環第22号 H2.2.1 水道環境部環境整備課長通達)
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について
(衛環第200号 H2.10.8 水道環境部環境整備課長通知)

本計画は富士河口湖町が計画的に生活排水の処理を行うため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水をどのような方法でどの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等に係る基本的事項を定めるものである。

第2節 計画策定の手順

本計画では、また、上位・関連計画との整合性を図りつつ、地域の特性、生活排水処理の現況、処理技術の動向等を把握した上で、生活排水処理に関する総合的な計画を定める必要があり、その策定フローを図3-1-2に示す。

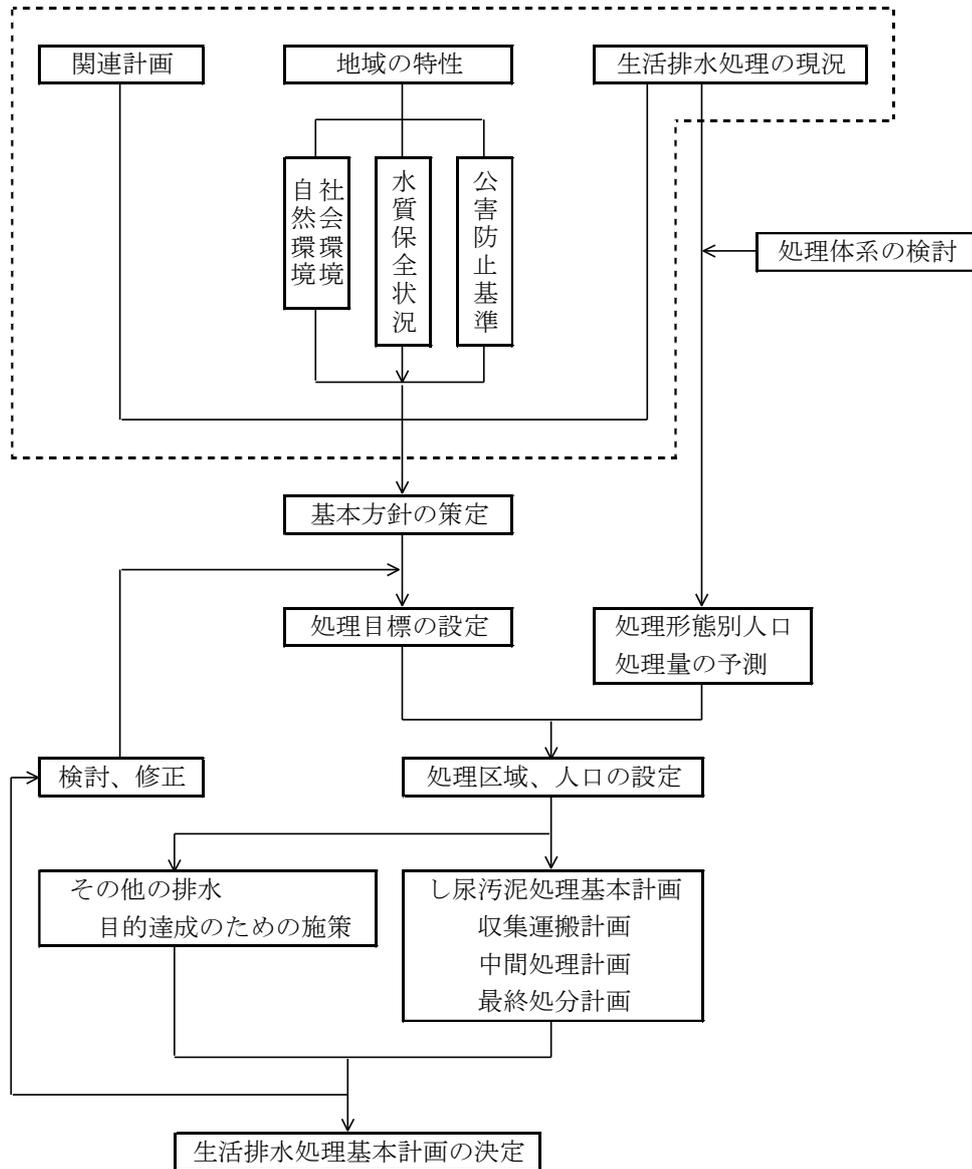


図3-1-2 基本計画策定フロー

第2章 地域の概要

第1節 水環境水質保全に関する状況

地域の概要については、「第1部 総論」と重複するため、ここでは生活排水処理に関することのみを記す。

1 水域類型の指定状況

図3-2-1に本町内の主要公共用水域の位置を示す。

本町における主要公共用水域は湖沼で、東から河口湖、西湖、精進湖、本栖湖と並んでいる。これらは本町外の山中湖を含め「富士五湖」と呼ばれており、河口湖、山中湖は一級河川、本栖湖、精進湖、西湖は二級河川に含まれている。

本町の排水によって影響を受ける公共用水域の水域類型の指定状況は、表3-2-1のとおりである。

表3-2-1 水質環境基準の水域類型の指定状況

山梨県告示第114号平成23年3月24日

水域名	該当類型	達成期間	指定日	指定機関
河口湖（全域）	湖沼A	イ	S49.4.1	県
西湖（全域）	湖沼A	イ	S49.4.1	県
精進湖（全域）	湖沼A	イ	S49.4.1	県
本栖湖（全域）	湖沼AA	イ	S49.4.1	県

環境庁告示別表2の1の(1)ア関係
(注) 達成期間の「イ」は直ちに達成

2 その他の指定状況

「窒素含有量及び磷含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環告27）により、精進湖が窒素について、また、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖が磷について、それぞれ排水基準の適用を受ける水域に指定されている。

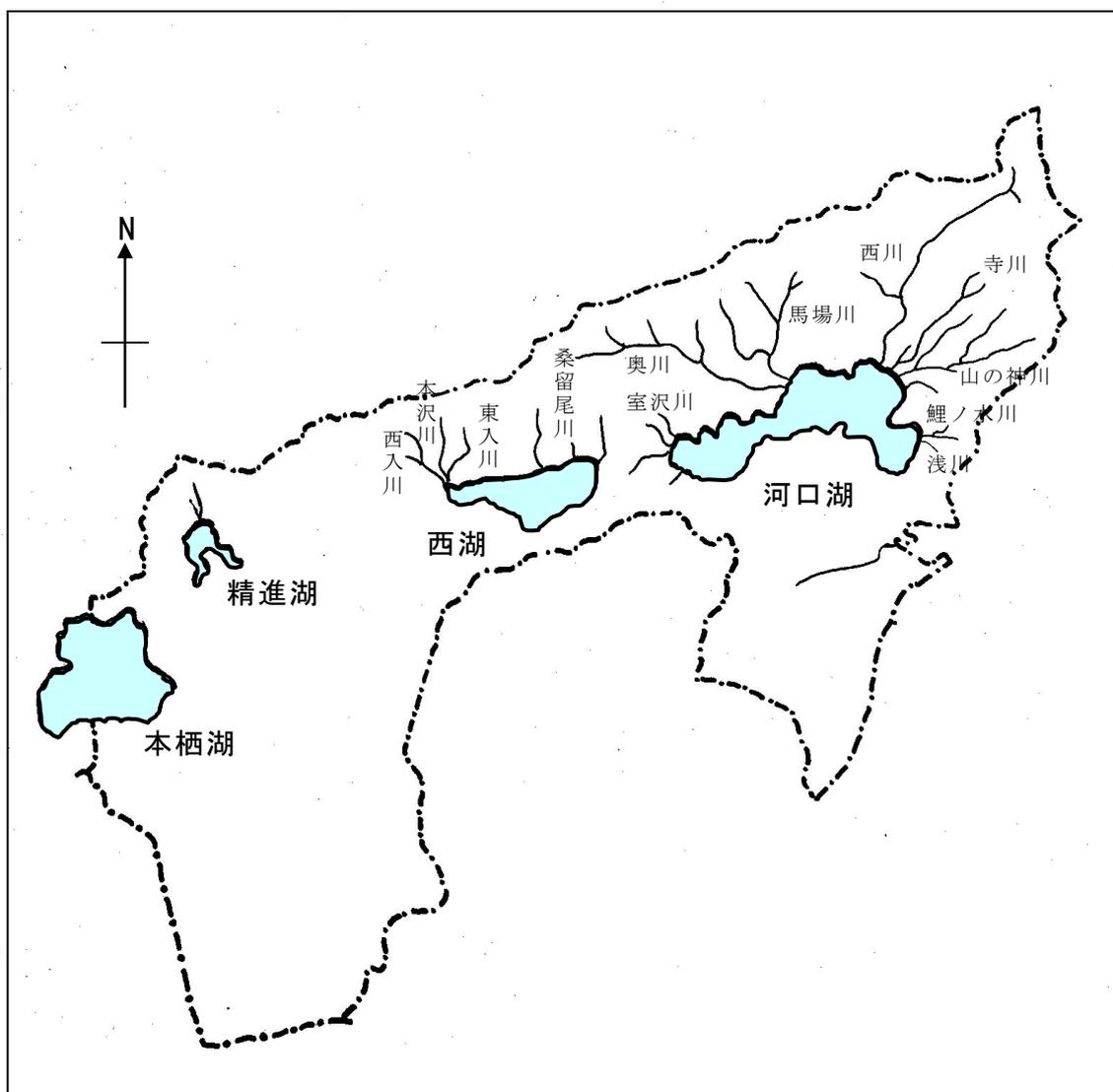


図3-2-1 本町内の主要公共用水域の位置

3 公共用水域の水質

本町の主要公共用水域の水質（COD値）の推移を表3-2-2及びグラフ3-2-1に示した。また、これらの水域の平成21年度における環境基準の達成状況を表3-2-3に示した。

(1) 河口湖

CODの環境基準達成状況は、ここ10年間、基準値（3.0mg/L）を超えているこ

とが多いが、平成21年度ではほぼ達成され、河口湖心、河口湖船津沖では、12回測定のうち、3.0mg/Lを超えたのは1回である。経年的には、やや改善傾向とも見られるが、顕著なものではない。

また、DO及び大腸菌群数の項目でも基準値を超過していることがある。

(2) 西湖

CODは継続的に基準値以下となっているが、pHの基準値超過率は17%と高く、DOでも基準値の超過が認められる。

(3) 精進湖

CODは、この数年間やや改善されており、平成22年度の75%値は基準値以下である。

しかし、基準値超過率は17%となっており、良好とまでは言えない。

また、pH、DO及び大腸菌群数でも基準値を超過していることがある。

(4) 本栖湖

本栖湖は、他の水域に比べて環境基準値が厳しく（COD 1mg/L）、環境基準達成状況は芳しくないが、水質自体は他の3湖より良い状況である。

また、他の項目では、DOの基準値超過が認められる。

以上述べたように、本町内の主要公共用水域の水質は、やや改善傾向が見られるものの、良好とまでは言えない状況である。

これらの水域の水質改善を図ることは、本町及び下流域の生活環境を守るためだけでなく、本町の主要産業である観光産業の大切な資源を守ることでもある。

美しい富士五湖及び周辺の光景は日本人全体の財産であり、これを保全して行い、国や県と協力しながら、本町全体でなお一層の努力をしていくことが求められる。

表3-2-2 本町内の主要公共用水域の水質（COD値）の推移

水 域 名	河口湖		西 湖		精進湖		本栖湖	
	75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況
水質測定点	河口湖心		西湖心		精進湖心		本栖湖心	
環境基準値	3 mg/L		3 mg/L		3 mg/L		1 mg/L	
平成23年度	2.9	○	2.4	○	2.9	○	1.2	×
平成24年度	2.6	○	2.3	○	3.0	○	1.0	○
平成25年度	3.1	×	2.3	○	3.1	×	1.0	○
平成26年度	3.3	×	2.0	○	2.5	○	1.0	○
平成27年度	2.7	○	1.9	○	2.7	○	0.9	○
平成28年度	2.7	×	2.4	○	2.8	○	1.0	○
平成29年度	2.7	○	2.4	○	2.9	○	1.4	×
平成30年度	3.3	×	2.2	○	3.1	×	1.1	×
令和1年度	3.1	×	2.2	○	3.4	×	1.2	×
令和2年度	2.8	○	2.1	○	3.1	×	1.2	×

出典：やまなしの環境2021

グラフ3-2-1 本町内の主要公共用水域の水質（COD値）の推移

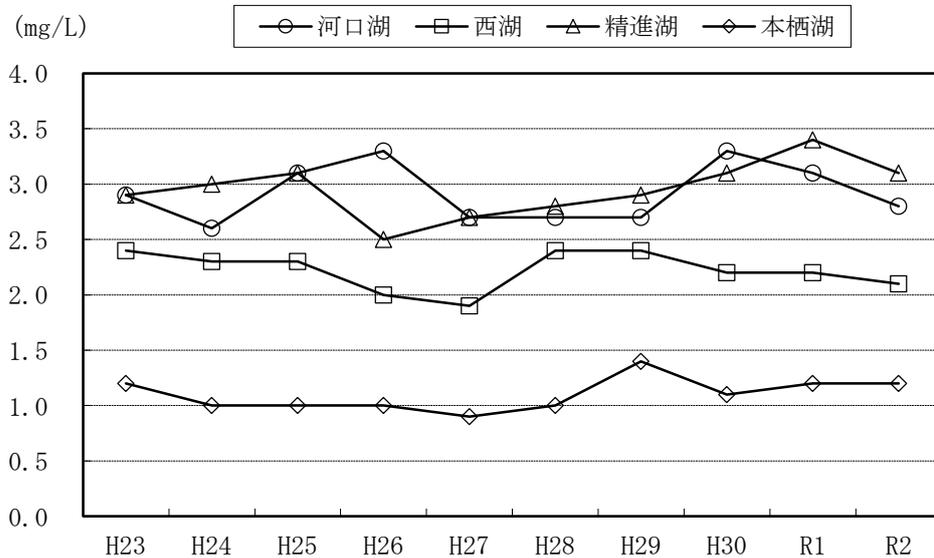


表3-2-3 令和2年度における環境基準の達成状況

水 域 名	河 口 湖		西 湖	精 進 湖	本 栖 湖
地 点 名	河口湖心	河口湖船津沖	西湖心	精進湖心	本栖湖心
p H					
最小/最大	7.4 ~ 8.8	7.6 ~ 8.8	7.4 ~ 9.1	7.4 ~ 9.1	7.2 ~ 8.1
m/n	2/12	2/12	3/12	3/12	0/12
D O					
最小/最大	7.9 ~ 11	8.1 ~ 11	8.2 ~ 10	7.4 ~ 11	7.5 ~ 10
m/n	0/12	0/12	0/12	1/12	0/12
平均値	9.5	9.5	9.4	9.1	8.9
C O D					
最小/最大	1.9 ~ 3.4	1.9 ~ 3.1	1.3 ~ 3.0	2.0 ~ 3.5	0.5 ~ 1.5
m/n	2/12	2/12	0/12	5/12	8/12
平均値	2.5	2.5	1.9	2.8	1.1
S S					
最小/最大	<1 ~ 4	<1 ~ 3	<1 ~ 1	<1 ~ 5	<1 ~ <1
m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
平均値	2	1	1	2	<1
大腸菌群数					
最小/最大	4.5 ~ 490	4.5 ~ 790	2.0 ~ 490	4.5 ~ 1,300	0 ~ 330
m/n	0/12	0/12	0/12	1/12	3/12
平均値	130	150	110	310	77

出典：やまなしの環境2021

※m：基準値超過検体数

n：総検体数

4 水質汚濁発生源の状況

(1) 分類

水質汚濁発生源の分類の概要を、図3-2-2に示す。

このうち、生活系排水については実態が把握されているが、産業系等については実態が明らかでないため、今後これらの調査が必要と思われる。

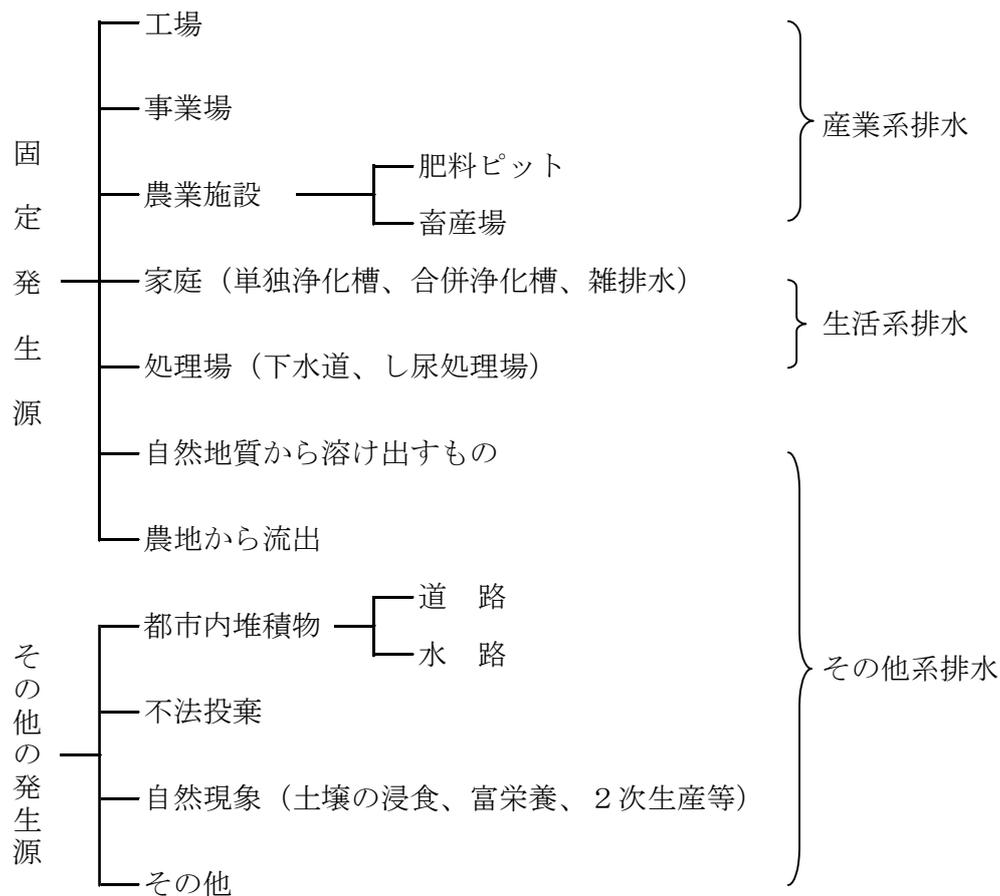


図3-2-2 水質汚濁発生源の分類

第3章 計画の基本方針

第1節 計画の基本方針

国及び山梨県の方針並びに本町の総合計画などの上位・関連計画を念頭におき、本町の生活排水処理の基本方針を次のように定める。

(1) 環境基準の達成

環境基本法第16条に基づく告示で定められた水質に係る環境基準の達成を本町の第一の目標とする。

(2) 生活排水の全量処理

上記目標を達成するため、生活排水（し尿及び家庭雑排水）の全量を適正に処理する。そのための施設整備を促進する。

(3) 排水基準の遵守

排水に係る諸基準を遵守させるための監視、指導、広報活動等を積極的に進める。また、排水処理施設における二次公害の発生防止に努める。

(4) 下水道による処理

住民の健康で快適な生活環境への要望と、公共用水域の水質保全の必要性に応えるため、下水道による処理を本町の生活排水処理の中心に据え、整備を進める。

① 面的整備の促進

② 接続率（下水道水洗化人口）の向上促進

③ 終末処理場の整備促進、処理水質の向上促進

(5) 下水道計画区域外における処理

下水道計画区域外においては、合併処理浄化槽による処理を促進する。

(6) 単独処理浄化槽

下水道計画区域内にあっては、下水道への接続を促進する。

また、下水道計画区域外においては、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、維持管理の適正化を図る。

(7) 合併処理浄化槽

下水道計画区域内においては下水道への接続を促進し、発展的解消を目指す。

下水道計画区域外では、維持管理の適正を図るとともに、大型の施設を含め高度処理の導入を促進する。

(8) し尿及び浄化槽汚泥処理

汲取りし尿については、長期的には下水道、合併処理浄化槽等による処理への転換を推進するが、当面、従来どおりし尿処理施設で浄化槽汚泥と合わせて処理するものとし、そのためのし尿処理施設の整備を進める。

(9) 広域的な協力体制の推進

公共用水域は一般に広範なものであり、この水質保全には上流域から下流域に

係る関係団体との協調が必要とされる。さらに汚泥等の最終処分地についても広域的な対策が必要である。

このため本町では、これらの関係団体との協力体制づくりを積極的に進めるものとする。

(10) 負荷の削減の推進

公共用水域の汚濁を防止する上で、単に排水を処理することにより、汚濁物質を発生させないことが最もエネルギー効率が高く、総合的に環境に寄与する方法である。

このため本町では、特に家庭雑排水中の汚濁負荷の削減を推進する。

(11) 広報、啓発活動の推進

基本方針を進める上で、住民の参加・協力は不可欠なものである。

このため本町では、広く情報を公開し、啓発活動等を通じて積極的に住民の参加・協力を呼びかけていく。

第2節 計画目標年度

旧厚生省課長通知で、生活排水処理基本計画を含む一般廃棄物処理基本計画の目標年度については、次のように述べられている。

「本計画は10～15年計画とするが、おおむね5年ごとに、また諸条件に大きな変動のあった場合等必要に応じて見直すこと。

そのため本町では、令和4年度を策定年度、令和7年度を中間目標年度として和14年度を計画目標年度とする。

また、各処理施設の整備の計画目標年度は個別に定めるものとする。

生活排水処理基本計画	中間目標年度	令和 7 年度
生活排水処理基本計画	目標年度	令和 14 年度

第4章 生活排水処理の現況

第1節 生活排水処理の体系

本町における生活排水処理の体系は、図3-4-1に示すとおりである。

一般家庭（一部事業所を含む）から排出される生活排水は、し尿及び生活雑排水（し尿を除く生活排水で台所、洗濯、風呂等からの排水）に大別されるが、この他合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から浄化槽汚泥が発生する。

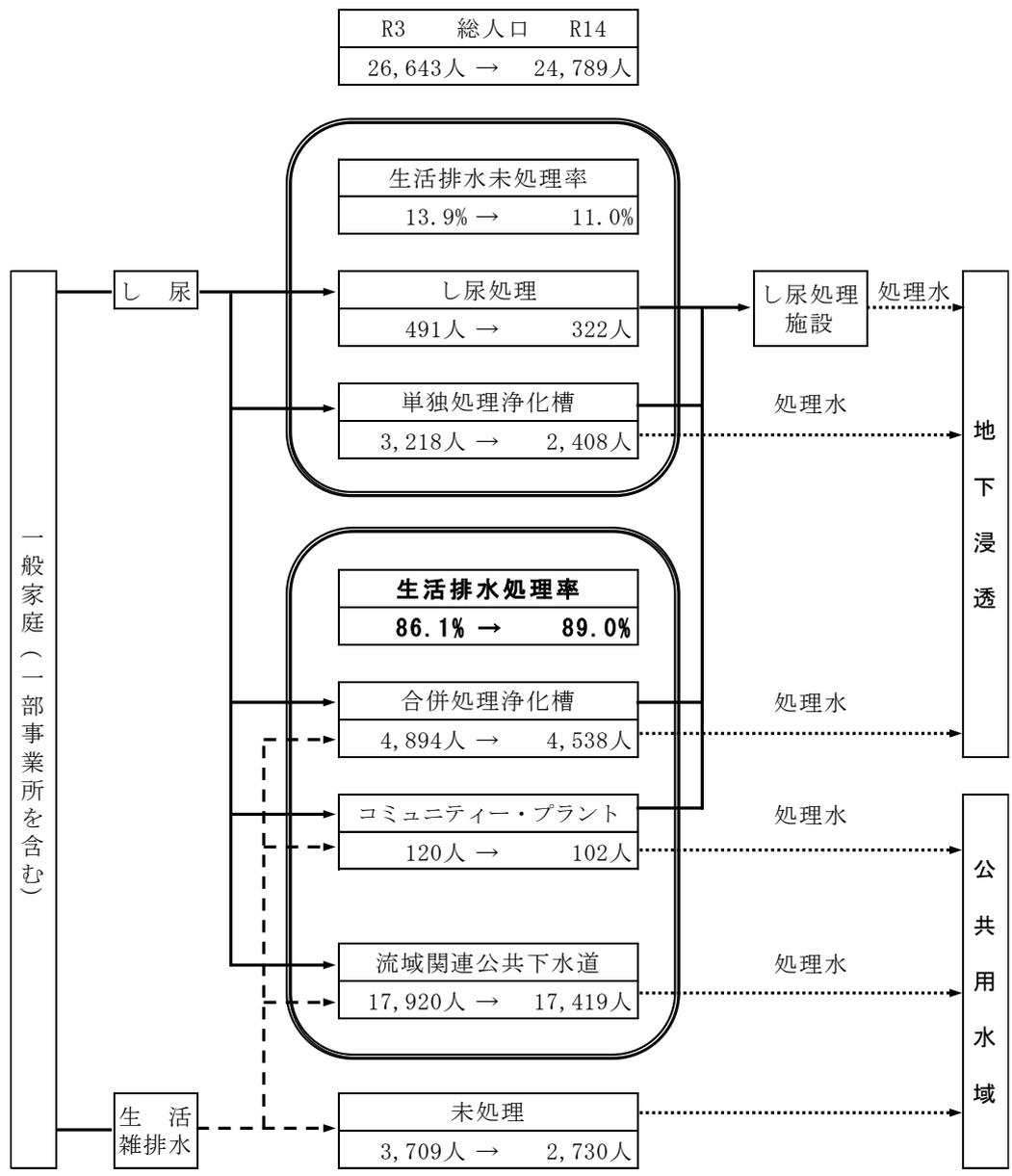
し尿については、下水道、コミュニティ・プラント、し尿処理施設、浄化槽等の処理施設で、ほぼ全量に近い処理が行われており、処理水質の向上が今後の課題である。

一方、生活雑排水は、下水道、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽で処理されているが、処理率は令和3年度末で85.9%であり、14.1%が未処理のまま排出されている。

なお、浄化槽汚泥、特定環境保全公共下水道終末処理場及びコミュニティ・プラントの余剰汚泥は、し尿処理施設で処理を行っている。

し尿処理施設は、本町及び鳴沢村で構成する青木ヶ原衛生センター組合の青木ヶ原衛生センターで処理を行っている。

また、下水道は、公益財団法人山梨県下水道公社で運営する富士北麓流域下水道の富士北麓浄化センターで処理を行い、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道に関しては、本町が運営を行っている。



注1) 左の数字は、令和3年度実績で、右の数字は、令和14年度予測である。

注2) 生活排水処理率

$$= \frac{(\text{合併処理浄化槽人口} + \text{下水道人口} + \text{コミュニティ・プラント人口})}{\text{総人口}}$$

図3-4-1 生活排水処理の体系

第2節 生活排水の排出状況

1 処理形態別人口

本町における処理形態別人口の推移を表3-4-1及びグラフ3-4-1に示す。

公共下水道の供用を昭和61年に開始して以来、下水道水洗化人口は一貫して増加しており、令和3年度の総人口に占める割合は、特定環境保全公共下水道を含めて67.3%となっている。また、この他にコミュニティ・プラントがあり、人口割合は0.5%である。

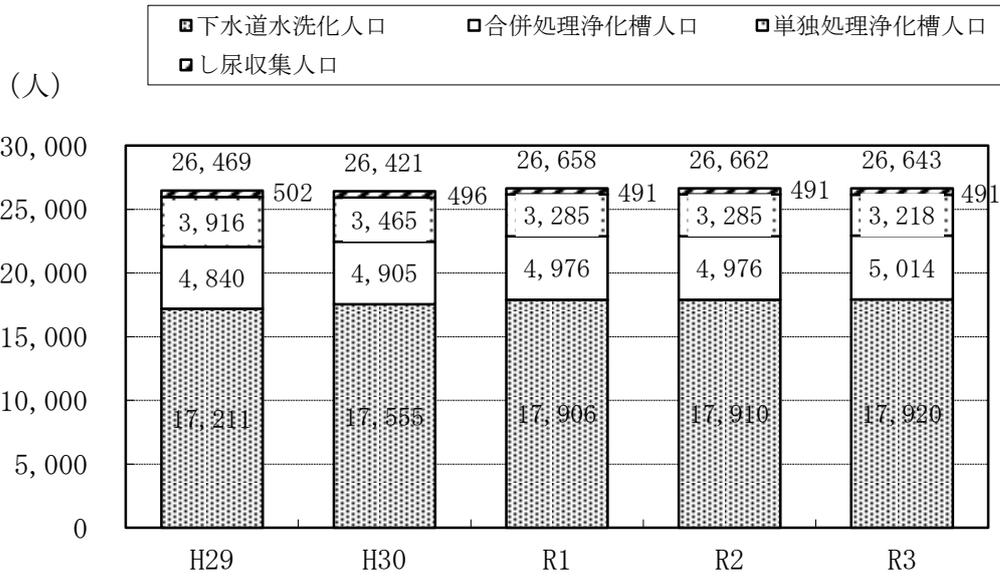
合併処理浄化槽人口は増加傾向にあり、人口割合は18.4%で、今後は増加すると思われる。また、単独処理浄化槽人口は、減少傾向にある。総人口に対する令和3年度の比率は、12.1%となっている。

非水洗化人口（し尿収集人口）は一貫して減少しており、令和3年度は1.8%となっている。

表3-4-1 処理形態別人口の推移（各年度3月31日）

	H29	H30	R1	R2	R3
計画処理区域内人口	26,469	26,421	26,658	26,662	26,643
生活排水処理人口	22,051 (83.3%)	22,460 (85.0%)	22,882 (85.8%)	22,886 (85.8%)	22,934 (86.1%)
下水道水洗化人口	17,211 (65.0%)	17,555 (66.4%)	17,906 (67.2%)	17,910 (67.2%)	17,920 (67.3%)
合併処理浄化槽人口	4,840 (18.3%)	4,905 (18.6%)	4,976 (18.7%)	4,976 (18.7%)	5,014 (18.8%)
コミュニティプラント	120 (0.5%)	120 (0.5%)	120 (0.5%)	120 (0.5%)	120 (0.5%)
合併処理	4,720 (17.8%)	4,785 (18.1%)	4,856 (18.2%)	4,856 (18.2%)	4,894 (18.4%)
生活排水未処理人口	4,418 (16.7%)	3,961 (15.0%)	3,776 (14.2%)	3,776 (14.2%)	3,709 (13.9%)
単独処理浄化槽人口	3,916 (14.8%)	3,465 (13.1%)	3,285 (12.3%)	3,285 (12.3%)	3,218 (12.1%)
し尿処理人口	502 (1.9%)	496 (1.9%)	491 (1.8%)	491 (1.8%)	491 (1.8%)

グラフ3-4-1 処理形態別人口の推移



注1) 合併処理浄化槽人口には、コミュニティ・プラント人口を含む。
 注2) 最も上の値は、合計である。

2 排水の発生量、汚濁負荷

本町における令和3年度の生活排水の発生量、BOD汚濁負荷の状況をグラフ3-4-2及び表3-4-2に示す。

これによると、単独処理浄化槽設置家庭及びし尿収集家庭から発生する未処理の生活雑排水による負荷が生活排水全体の負荷の69.8%を占めている。

グラフ3-4-2 生活排水のBOD汚濁負荷内訳（令和3年度）

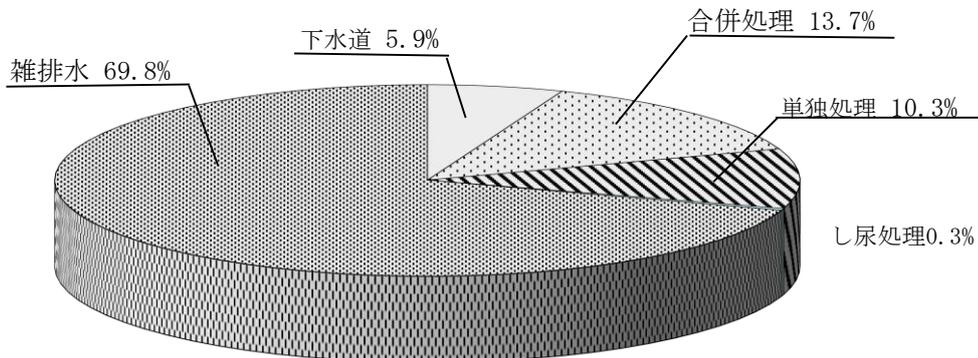


表3-4-2 生活排水から発生するBOD負荷量

(令和3年度)

排水		負荷等	処理人口 人	排水量 原単位 L/人日	排水量 m ³	原単位	BOD 負荷量 kg/日	割合	H22年 BOD 負荷量
住民による量	流域下水道 終末処理場		17,920	200	3,584	2.4 g/m ³	8.6	5.9%	5.4
	合併処理浄化槽(コミ プラを含む)		5,014	200	1,003	4.0 g/人日	20.1	13.8%	16.7
	単独処理浄化槽		3,218	50	161	4.6 g/人日	14.8	10.1%	25
	し尿処理施設		491		271	1.6 g/m ³	0.4	0.3%	0.4
	雑排水(直接排水)		3,776	150	566	27.0 g/人日	102.0	69.9%	182.5
	計		26,643		5,585		145.9	100.0%	230
観光による量	流域下水道終末処理場		850	200	170	2.4 g/m ³	0.4		3.1
	合併処理浄化槽(特環 下水、コミプラを含む)		240	200	48	4.0 g/人日	1.0		9.1
	計		1,090		218		1.4		
合計			—	—	5,803	—	147	—	—

注)観光による人口は、次のように求めた。

年間観光客数は約159万人とすると、1日4,356人、1日24時間に対し、6時間滞在とする
約1,090人。この人数を流域下水人口と合併処理人口で按分した。

【備考】 各原単位について

「し尿浄化槽の構造基準・同解説」(1996年版：日本建築センター)より

し尿 13g-BOD/人・日

雑排水 27g-BOD/人・日

の汚濁負荷量が発生し、それぞれの施設の放流水質、除去率は下記により原単位を設定した。

下水道終末処理場の放流水BOD ; 2.4mg/L (令和3年度実績の平均値)

合併処理浄化槽のBOD除去率 ; 90% $(13+27) \times (1-0.9) = 4$ g/人・日

単独処理浄化槽のBOD除去率 ; 60% $13 \times (1-0.65) = 4.6$ g/人・日

し尿処理施設 ; 1.6mg/L (実績の平均値)

直接排水のBOD除去率 ; 0% $27 \times (1-0) = 27$ g/人・日

第3節 生活排水処理施設の整備概要

1 下水道

本町の下水道は、富士北麓流域下水道関連の公共下水道と、精進地区の特定環境保全公共下水道の維持管理を行っている。

特定環境保全公共下水道は、平成11年度に供用を開始して、現在では事業を完了しており、分流で精進浄化センターにて汚水等を処理し、処理水は精進湖へ放流している。

また、流域関連公共下水道は、分流式で富士北麓浄化センターへ汚水等を集水し、処理した後、処理水は桂川（相模川）へ放流している。

(1) 普及状況

本町の下水道の普及状況の推移を表3-4-3及びグラフ3-4-3に示す。

令和3年度末の供用区域内人口（水洗化可能人口）は20,401人で、総人口に対する普及率は79.2%となっており、また下水道水洗化人口は19,089人で、水洗化率は93.6%である。

全体計画及び認可計画に対する処理区域面積の達成率等は表に示した通りで、認可に対し76.5%、全体計画に対し49.6%の達成率となっている。

表3-4-3 下水道の普及状況の推移

富士北麓流域下水道（富士河口湖町）

区分 年度	処理区域 面積 (ha)	行政区域内 人口 A(人)	供用区域内 人口 B(人)	水洗化人口 C(人)	普及率 B/A	水洗化率 C/B
H28	902.51	25,485	19,855	17,175	77.9%	86.5%
H29	909.30	25,322	20,078	17,540	79.3%	87.4%
H30	909.30	25,458	20,200	17,940	79.3%	88.8%
R1	909.30	25,611	20,280	18,305	79.2%	90.3%
R2	910.55	25,695	20,401	18,723	79.4%	91.8%
R3	910.55	25,755	20,401	19,089	79.2%	93.6%

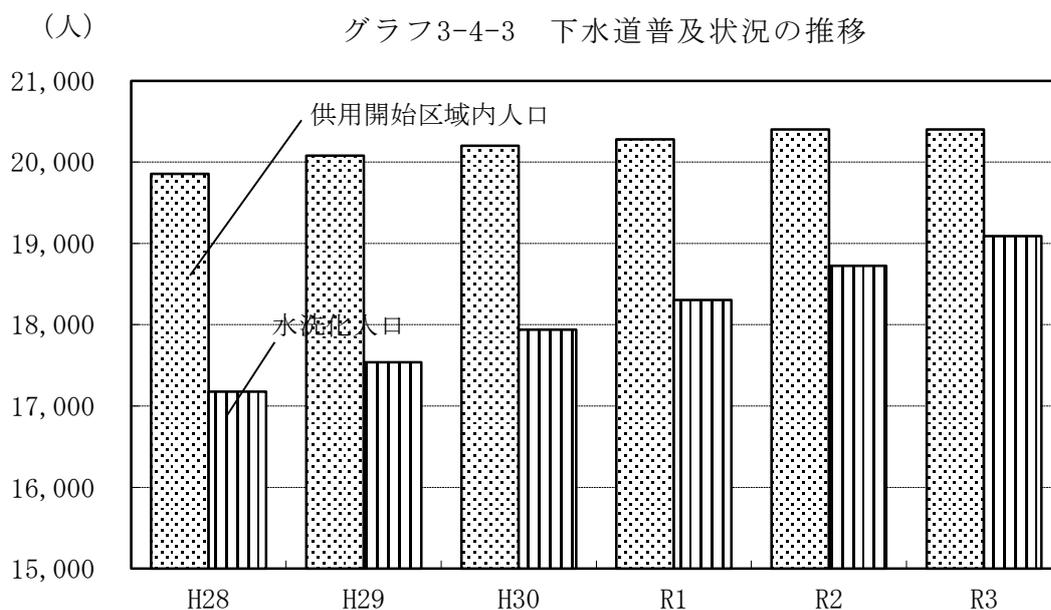


表3-4-4に富士北麓流域下水道（富士河口湖町分）の概要を示す。

表3-4-4 下水道の概要

(令和3年度末)

行政区域面積	15,851 ha
行政区域人口	25,755 人
全体計画面積 (A)	1,834 ha
認可面積 (B)	1,189 ha
処理区域面積 (C)	910 ha
全体計画に対する割合 (C/A)	49.6 %
認可面積に対する割合 (C/B)	76.5 %
供用区域内人口	20,401 人
水洗化人口	19,089 人
排除方式	分流式
供用区域内人口÷行政区域内人口	79.2 %
水洗化人口÷供用開始区域内人口	93.6 %

(2) 下水終末処理場の概要

本町関連の下水終末処理場の概要を表3-4-5に、処理フローを図3-4-2～図3-4-3に、また、富士北麓浄化センターの流入水及び放流水の水質を表3-4-6に示す。

表3-4-5 下水終末処理場概要

令和3年度末現在

施設 の 名 称	富士北麓浄化センター	精進浄化センター
所 在 地	富士吉田市下吉田4丁目26番1号	富士河口湖町精進514-1
敷 地 面 積	10.7 ha	0.52 ha
処理区域面積	2,418.85 ha	13.0 ha
排 除 方 式	分流式	分流式
処 理 方 法	標準活性汚泥法	オキシデーションディッチ法
認可計画処理能力	71,200 m ³ /日	290m ³ /日 (243~703)
認可計画処理人口	78,800 人	496 人
汚 泥 処 理 方 式	沈降濃縮→嫌気性消化 →脱水→焼却	沈降濃縮→場外搬出
処 理 開 始 年 月	昭和61年 7月	平成11年 4月

表3-4-6 富士北麓浄化センターの水質

(令和3年度)

項目	水温		透視度		SS		BOD		窒素		リン	
	℃		cm		mg/L		mg/L		mg/L		mg/L	
検体	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流
4月	20.4	20.4	4.4	54	170	4.8	150	3.6	25.6	10.3	4.61	0.93
5月	22.0	22.5	4.3	98	180	3.2	180	2.6	31.3	16.0	5.71	1.36
6月	23.4	23.9	4.2	>100	160	1.4	150	1.7	27.1	14.6	5.09	0.75
7月	24.4	25.0	4.5	99	150	2.7	140	2.7	24.6	13.5	4.67	0.67
8月	25.5	26.0	6.4	>100	150	2.2	140	2.3	26.9	12.0	3.85	0.59
9月	25.1	25.0	4.6	>100	140	1.9	140	1.9	23.1	9.82	3.57	0.49
10月	24.1	23.9	4.4	>100	150	1.8	140	2.0	26.0	7.68	4.83	1.43
11月	21.7	21.5	4.1	>100	170	1.8	160	2.0	23.3	12.0	5.59	0.95
12月	19.1	19.2	3.9	>100	17	2.2	160	2.0	24.8	13.2	5.34	0.72
1月	17.1	17.0	3.8	>100	170	2.2	180	2.1	26.7	17.0	5.46	0.31
2月	16.9	16.9	3.8	>100	170	2.6	180	2.8	28.5	16.6	6.21	0.51
3月	18.2	18.4	3.6	>100	180	3.4	170	3.0	27.4	17.2	5.89	0.88
基準値	-	-	-	-	-	40	-	10	-	-	-	-

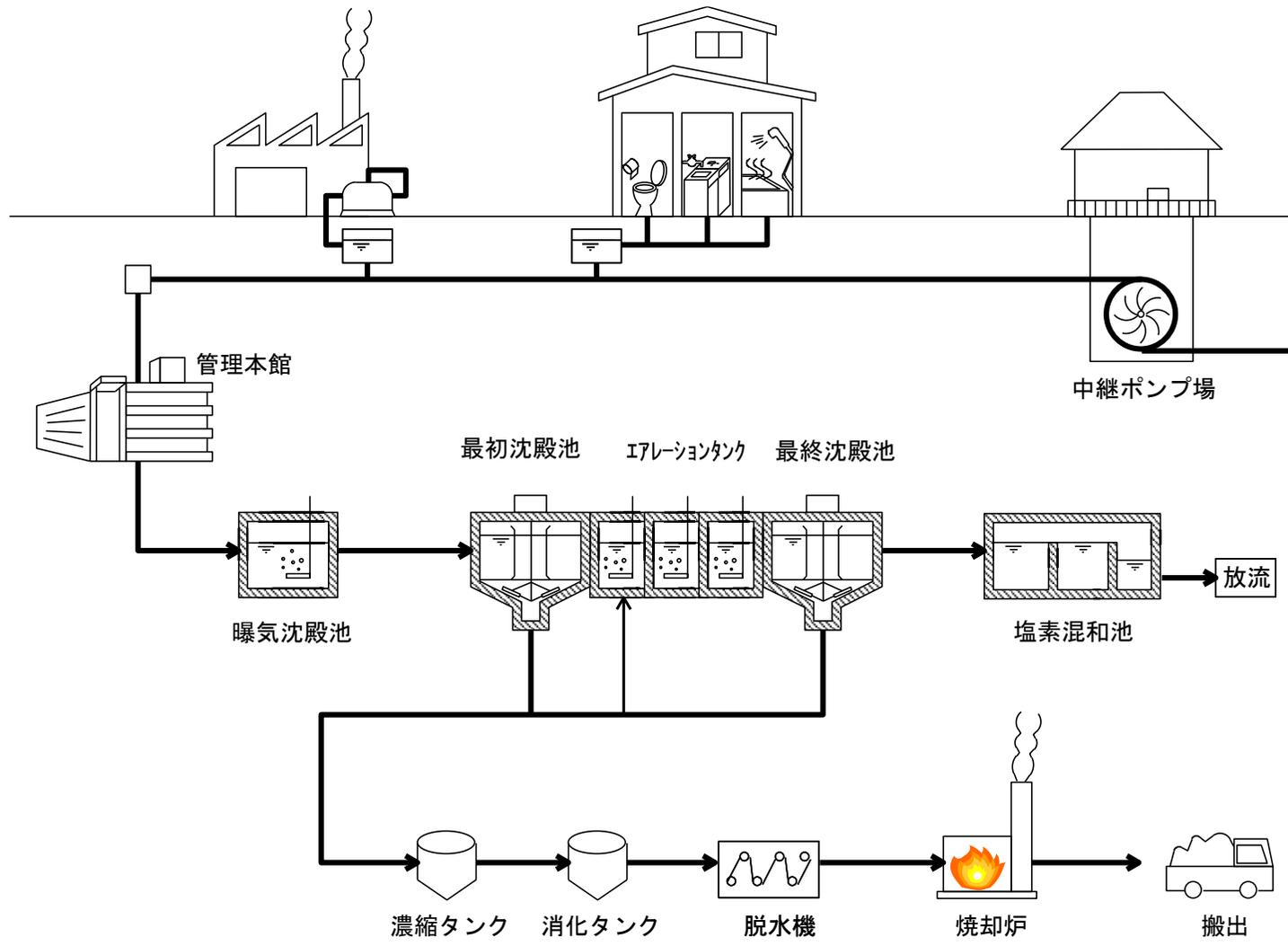


図3-4-2 処理フローシート (富士北麓浄化センター)

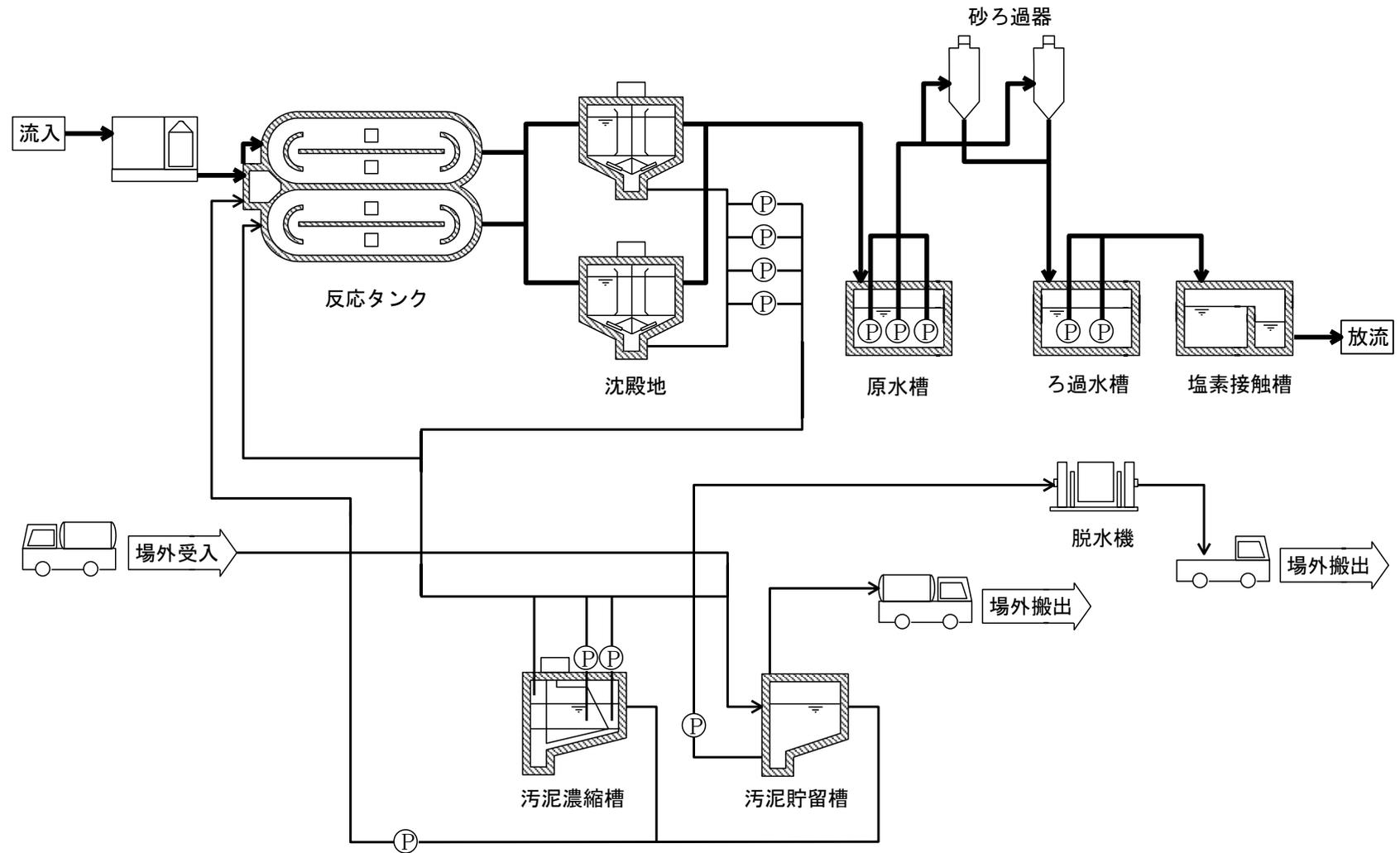


図3-4-3 処理フローシート（精進浄化センター）

2 コミュニティ・プラント

本町では、本栖地区でコミュニティ・プラント事業を行っており、その処理人口の推移を表3-4-7に示す。

表3-4-7 コミュニティ・プラント処理人口の推移（単位：人）

年 度	平成24年度	平25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
処理人口	112	112	112	100	105
年 度	平成29年度	平成30年度	平成元度	令和2年度	令和3年度
処理人口	120	120	120	120	120

3 浄化槽（合併処理及び単独処理）

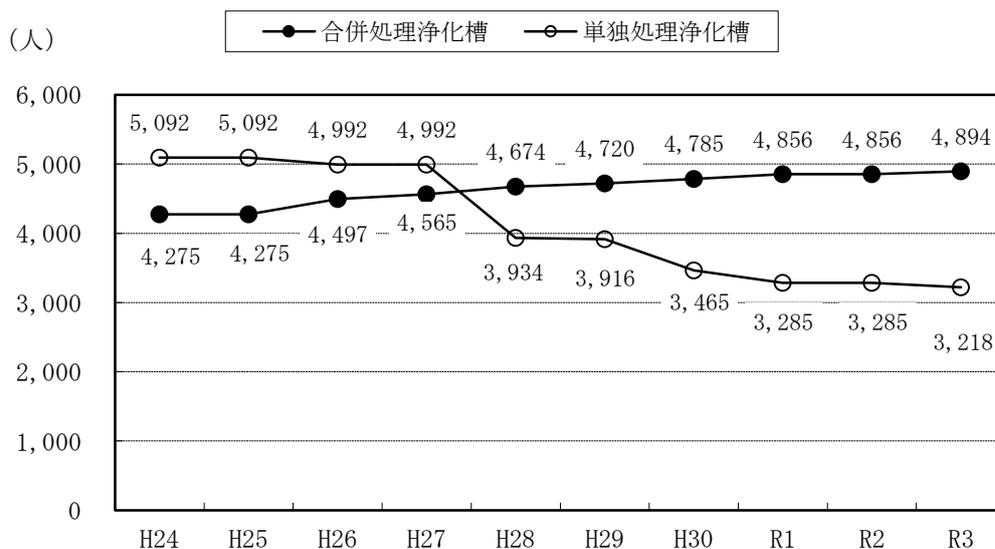
本町の合併処理及び単独処理浄化槽人口を表3-4-8及びグラフ3-4-4に示す。

これによると、処理人口は下水道水洗化による廃止施設の影響もあるが、やや減少傾向である。

表3-4-8 浄化槽処理人口の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
合併処理浄化槽	4,275	4,275	4,497	4,565	4,674	4,720	4,785	4,856	4,856	4,894
単独処理浄化槽	5,092	5,092	4,992	4,992	3,934	3,916	3,465	3,285	3,285	3,218

グラフ3-4-4 浄化槽処理人口の推移



4 し尿処理施設

本町では、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等を収集し、青木ヶ原衛生センターのし尿処理施設で処理している。また、施設から発生するし渣は、施設内の焼却設備で焼却し、脱水汚泥は農地還元している。

し尿及び浄化槽汚泥の収集人口及び汚泥等の量の推移を表3-4-9及びグラフ3-4-5並びにグラフ3-4-6に示す。

し尿収集人口は一貫して減少しており、令和3年度では平成24年度の約56%減少して、491人である。単独浄化槽汚泥の収集人口も一貫して減少しており、令和3年度では3,218人となっている。また、合併浄化槽汚泥の収集人口はやや増加傾向にあり、令和3年度には4,894人となっている。

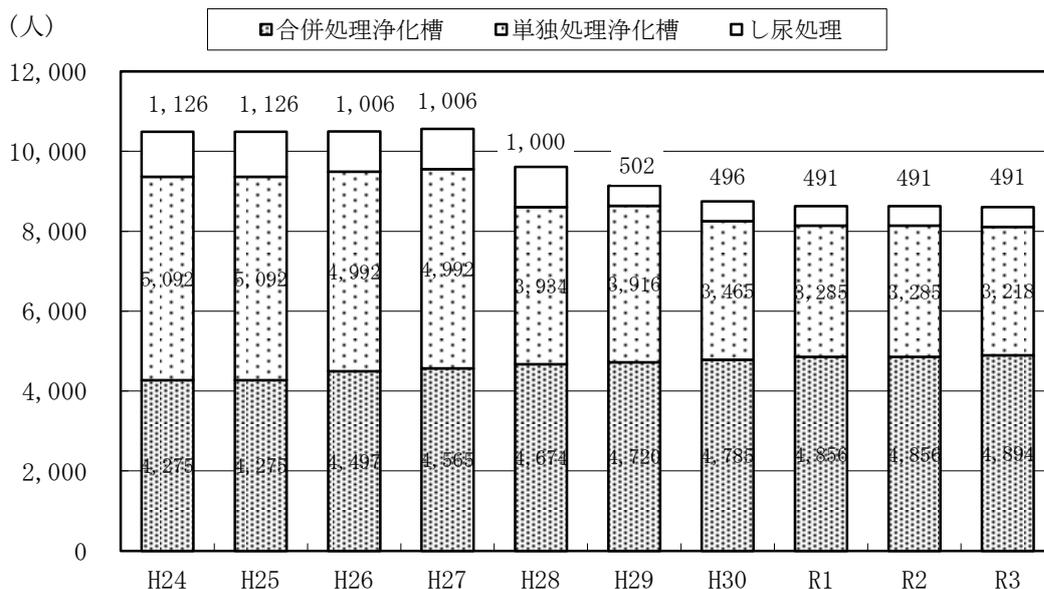
また、この他にコミュニティ・プラントの余剰汚泥も、青木ヶ原衛生センターに搬入して処理している。

合計の収集人口は8,603人で、行政区域内人口の32.3%である。

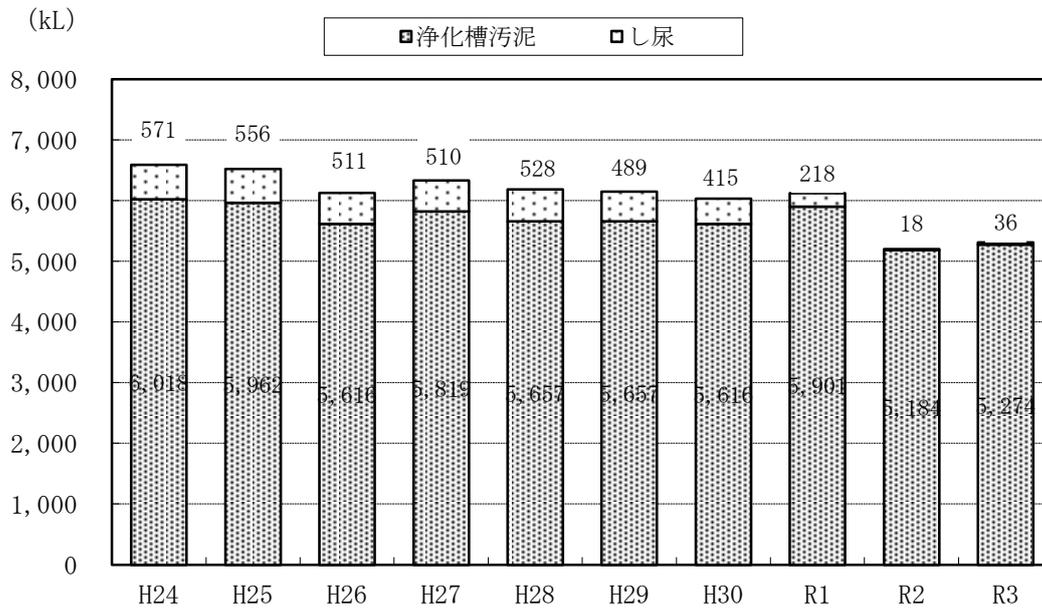
表3-4-9 し尿及び浄化槽人口と汚泥等の量

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人口（人）	10,493	10,493	10,495	10,563	9,608	9,138	8,746	8,632	8,632	8,603
合併処理浄化槽	4,275	4,275	4,497	4,565	4,674	4,720	4,785	4,856	4,856	4,894
単独処理浄化槽	5,092	5,092	4,992	4,992	3,934	3,916	3,465	3,285	3,285	3,218
し尿処理	1,126	1,126	1,006	1,006	1,000	502	496	491	491	491
し尿・汚泥（kL）	6,589	6,518	6,127	6,329	6,185	6,146	6,031	6,119	5,202	5,310
浄化槽汚泥	6,018	5,962	5,616	5,819	5,657	5,657	5,616	5,901	5,184	5,274
し尿	571	556	511	510	528	489	415	218	18	36

グラフ3-4-5 収集人口の推移



グラフ3-4-6 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移



(2) 施設の概要

青木ヶ原衛生センターの概要を表3-4-10に示す。

表3-4-10 施設の概要

施設名	青木ヶ原衛生センター（し尿処理施設）
組合構成団体	富士河口湖町、鳴沢村
所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原514番地
処理能力	50 kL/日
竣工年月	昭和47年12月
処理方式	嫌気性消化処理方式
	高度処理；凝集ろ過
放流先	地下浸透

第4節 生活排水処理の問題点

1 生活雑排水の処理における迅速性

全生活排水の汚濁負荷量の約7割を占めている未処理の生活雑排水の処理が一番の課題であるが、処理主体（町、個人等）の財政上の問題もあり、まだ生活排水の全量処理を達成するには長期間を要するものと考えられる。

従って、処理施設の整備と併行して、効果の発現の迅速な方策を探ることが必要である。

その1つは雑排水中の汚濁負荷量の削減であり、これに関しては、下水道の接続及び合併処理浄化槽設置の啓発活動を行う必要がある。

2 下水道計画を基にした区域別の問題

本町の生活排水処理は下水道が主体であり、下水道の整備・未整備、計画のある・なしにより、それぞれの区域の抱える問題は異なってくる。

そこで、それらの問題点を、下水道計画を基本にして整理すると、次のようになる。

(1) 下水道整備済区域

令和3年度末の下水道処理人口普及率は77.5%という状況であり、山梨県平均66.6%を上回っている。

(2) 下水道計画区域で未整備の区域

下水道への未接続となっている世帯があり、特に単独浄化槽処理の場合は生活雑排水による公共用水域の水質に影響が大きい。今後、継続的に接続の促進が課題であるが。

(3) 下水道計画区域外の区域

これらの区域では、合併処理浄化槽の促進が必要である。

3 し尿処理施設の老朽化

生活排水処理における主要施設の1つであるし尿処理施設が、稼働開始から49年を経過しており、今後のし尿・汚泥処理のあり方（施設更新、処理委託等）について、検討して行く必要がある。

第5章 処理形態別人口の予測

本章は、本町における処理形態別（下水道、単独処理浄化槽および合併処理浄化槽、し尿処理など）の人口予測を行う。

第1節 処理形態別人口の予測

1 予測の方法

(1) 行政区域内人口

本町の人口は、実績及び予測値ともに第1部第4章第2節で採用した値を用いている。

(2) 下水道水洗化人口

本町の下水道は、昭和61年度から供用開始されている富士北麓流域下水道と平成11年度供用開始の精進特定環境保全公共下水道の2つがある。

町の多くが下水道計画区域であるが、若干下水道計画区域外がある。一般に下水道計画は、若干遅れていくのが普通で、整備区域となった後も水洗化の程度には差があり、これらの要因を考慮して町の資料を元に水洗化人口の将来予測を行った。

(3) 自家処理人口

本町では既に自家処理人口はなく、今後もし尿処理施設で全量処理していくものとし、0人とした。

(4) コミュニティプラント人口

コミュニティプラントの事業は完了しており、今後は大きな人口変動はないものとして人口を予測した。

(5) し尿収集人口

富士北麓流域下水道事業の進捗によって必要処理人口が減少していくものと予測される。既に下水道計画が決まっており、し尿、単独、合併の構成人口間の異動はほとんど無く、現在の比率のまま減少していくものとした。

(6) 単独処理浄化槽人口

(5)と同様に現在の比率を保ったまま減少していくものとした。

(7) 合併処理浄化槽人口

(5)と同様に現在の比率を保ったまま減少していくものとした。

2 予測の結果

本町の人口及び処理形態別人口並びに汚泥等の発生量の予測結果を表3-5-1、表3-5-2、グラフ3-5-1及びグラフ3-5-2に示す。なお、詳細は別紙資料を参照のこと。

表3-5-1 本町の計画目標年次における各人口(単位:人)

項目	年度	実績		予測	
		R3	R7	R14	
下水道人口	人口	17,920	18,141	18,362	
	処理率	67.3%	68.6%	70.3%	
合併処理 浄化槽人口	人口	4,894	4,808	4,784	
	処理率	18.4%	18.2%	18.3%	
コミュニティー プラント人口	人口	120	114	108	
	処理率	0.5%	0.4%	0.4%	
単独処理 浄化槽人口	人口	3,218	2,964	2,539	
	処理率	12.1%	11.2%	9.7%	
し尿処理人口	人口	491	428	340	
	処理率	1.8%	1.6%	1.3%	
合計		26,643	26,455	26,133	
生活排水 処理	人口	22,934	23,063	23,254	
	処理率	86.1%	87.2%	89.0%	

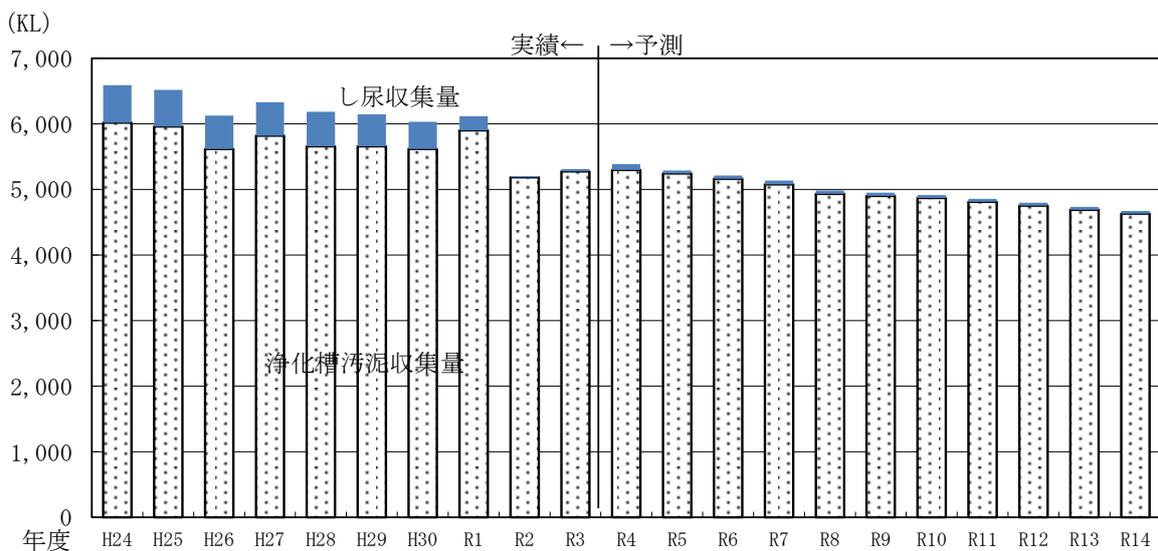
グラフ3-5-1 本町の処理形態別処理人口の予測結果



表3-5-2 本町のし尿及び浄化槽汚泥発生量の予測結果

項目	年度	予 測		
		実 績	R3	R7
浄化槽汚泥収集量		5,274 99.3%	5,079 98.9%	4,631 99.1%
し尿収集量		36 0.7%	56 1.1%	40 0.9%
合 計		5,310 100.0%	5,135 100.0%	4,671 100.0%

グラフ3-5-2 本町のし尿及び浄化槽汚泥発生量の予測結果



3 流域関連公共下水道水洗化人口

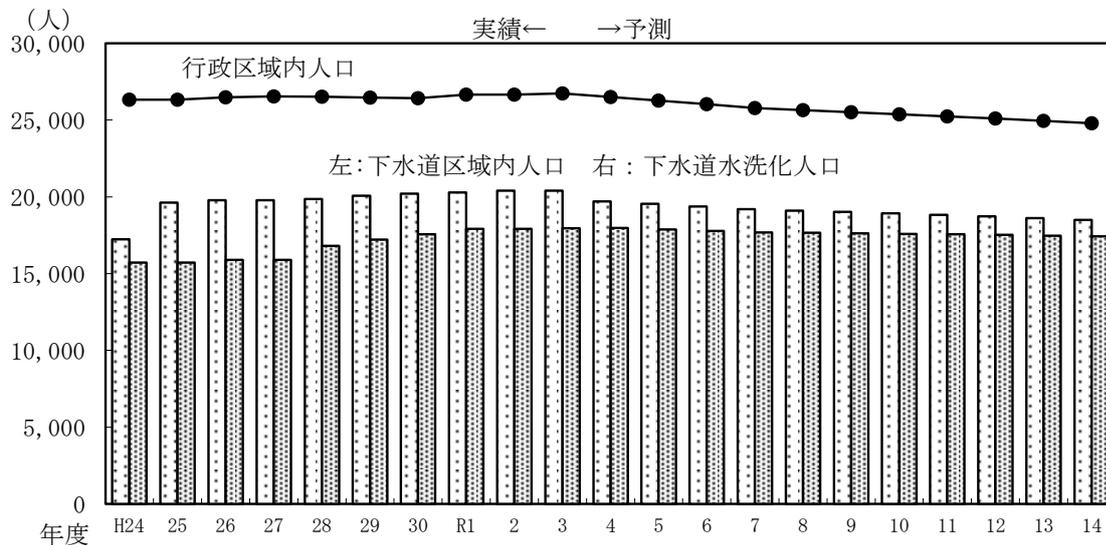
本町の下水道水洗化人口については、現在認可されている町の下水道計画を基に将来予測を行った。本町の下水道供用区域内整備人口、下水道水洗化人口の予測結果を表3-5-3及びグラフ3-5-3に示す。

表3-5-3 本町の流域下水道供用区域内整備人口等の予測結果

(単位：人)

区 分		実 績	予 測	
		R3	R7	R14
A	行政区域内人口	26,742	25,789	24,789
B	下水道供用区域内人口	20,401	19,201	18,402
C	下水道水洗化人口	17,959	17,684	17,419
D	整備率(B/A×100)	76.29%	74.45%	74.23%
E	下水道水洗化率(C/B×100)	88.03%	92.10%	94.66%
F	行政区域内水洗化率(C/A×100)	67.16%	68.57%	70.27%

グラフ3-5-3 本町流域関連公共下水道供用区域内整備人口、水洗化人口の予測結果



4 その他の人口

(1) コミュニティプラント人口

本町のコミュニティプラントは、すでに事業を完了しているため、毎年、1人から3人の減少とした。

(2) 自家処理人口

本町の自家処理人口は、表3-5-4のとおり令和3年度現在は既に0人であり、今後とも自家処理人口はない。

表3-5-4 本町目標年次の自家処理人口

	現 在	中間目標年次	計画目標年次
	令和3年度	令和7年度	令和14年度
自家処理人口	0	0	0

(3) し尿収集人口、単独処理浄化槽人口及び合併処理浄化槽人口

本町のし尿収集人口、単独処理浄化槽人口及び合併処理浄化人口の予測結果を表3-5-5及びグラフ3-5-4に示す。

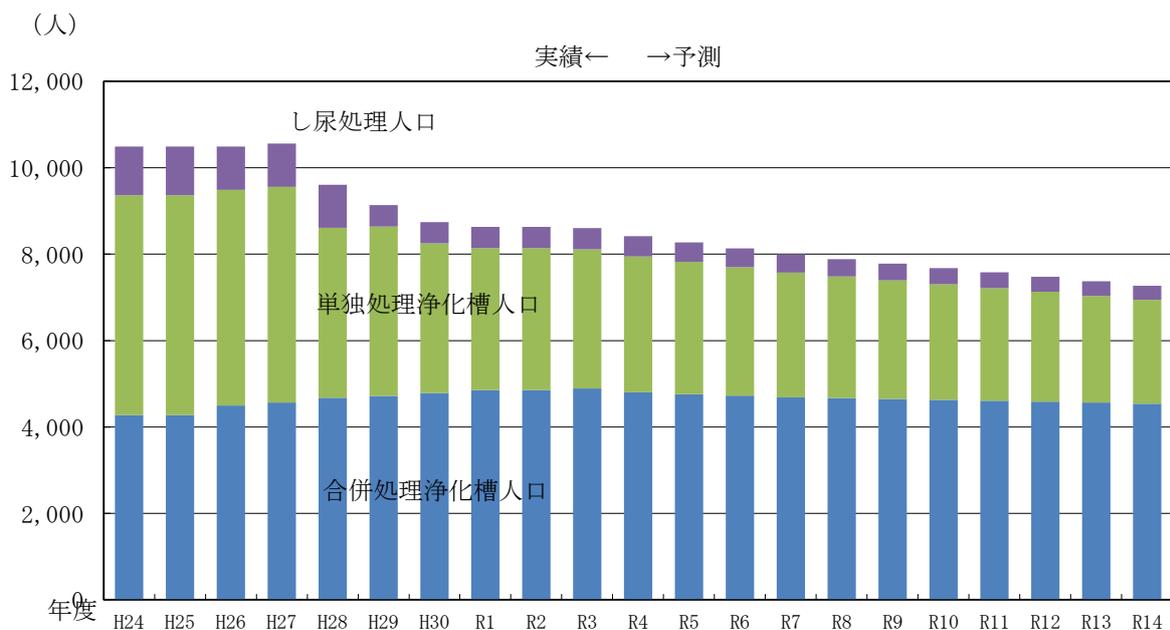
表3-5-5 本町目標年次のし尿収集人口及び浄化槽人口

	単位	実績	予測	
		R3	R7	R14
行政区域内人口	人	26,643	26,455	26,133
下水道水洗化人口	人	17,920	18,141	18,362
	割合	67.3%	69.0%	70.7%
浄化槽人口	人	8,232	7,772	7,323
	割合	30.9%	29.4%	28.0%
合併処理浄化槽人口	人	5,014	4,808	4,784
	割合	18.8%	18.2%	18.3%
単独処理浄化槽人口	人	3,218	2,964	2,539
	割合	12.1%	11.2%	9.7%
し尿収集人口	人	491	428	340
	割合	1.8%	1.6%	1.3%

注1) 割合は、各々の人口を行政区域内人口で除した値である。

注2) 合併処理浄化槽人口には、コミプラ人口を含む。

グラフ3-5-4 し尿人口、単独浄化槽人口、合併浄化槽人口の予測結果



第6章 生活排水処理基本計画

本章では、基本方針に沿った計画目標年次における生活排水の種類別、処理形態別、処理主体別に生活排水処理の整合性を図るとともに、前章の処理形態別人口の予測結果に基づいて、計画を実現するために講ずべき対策等を処理形態別に明らかにすることとする。

第1節 処理の目標

本計画は、第3章第1節の基本方針に基づき、おおむねすべての生活排水を適正に処理することを目的とする。

1 処理形態別人口等

この目的を達成するために、計画目標年次における生活排水処理の目標を表3-6-1～表3-6-3に定める。

表3-6-1は、生活排水処理率の目標を示しており、ここでいう生活排水処理率とは、し尿及び生活雑排水の両方を処理する人口の率である。

表3-6-2は、計画目標年次における行政区域内人口、計画処理区域内人口、水洗化・生活雑排水処理人口を表す。

また表3-6-3は、計画目標年次における生活排水の処理形態別人口の内訳を表している。

表3-6-1 生活排水処理の目標

生活排水処理率		
現 在	中間目標年次	計画目標年次
令和3年度	令和7年度	令和14年度
86.1%	87.2%	89.0%

表3-6-2 人口の内訳

	現 在	中間目標年次	計画目標年次
	令和3年度	令和7年度	令和14年度
行政区域内人口	26,643 人	26,455 人	26,133 人
計画処理区域内人口	26,643 人	26,455 人	26,133 人
生活排水処理人口	22,934 人	23,063 人	23,254 人

表3-6-3 生活排水の処理形態別人口（単位：人）

処理形態	年度	現 在	中間目標年次	計画目標年次
		令和3年度	令和7年度	令和14年度
計画処理区域内人口		26,643	26,455	26,133
生活排水処理人口		22,934	23,063	23,254
		86.1%	87.2%	89.0%
		17,000	18,111	18,000

2 汚濁負荷量

また、計画目標年次における生活排水によるBODの汚濁負荷量は、1項の目標が達成された場合、表3-6-4の上欄のように予測される。

表3-6-4 生活排水による汚濁負荷量

項目	年度	現 在	中間目標年度	計画目標年度
		令和3年度	令和7年度	令和14年度
汚濁負荷量 kg-BOD/日		145.9	138.4	122.6
削減率	—	—	5.1%	16.0%

第2節 生活排水を処理する区域、人口等

1 施設整備の基本方針

生活排水の処理区域、人口等を定めるため、以下に施設整備の基本的な考え方を整理した。

(1) し尿、雑排水合併処理施設

本町の生活排水処理は、し尿・雑排水を合わせて同時に処理する下水道、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントにより、全量の処理を行うことを目標とする。

これらの施設整備の方法は、地域の実情に合わせたものとするが、下水道による処理を主体として、他の施設の選択導入を図るものとする。

(2) し尿、雑排水単独処理施設

し尿のみを処理する施設としては、単独処理浄化槽があり、し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設としては、し尿処理施設がある。

本町においては、これらの単独処理施設は合併処理施設にいたる経過的施設として位置づける。ただし、し尿処理施設については、経過的施設とは言え、し尿、浄化槽汚泥、コミプラ汚泥等を長期に亘って処理する必要があり、将来的には施設整備または処理委託を検討していく必要がある。

(3) 施設整備にあたり検討すべき事項

施設整備にあたっては次の事項について十分な検討を行うものとする。

① 既存施設及び既存計画との整合性の検討

既存施設の整備状況や既存計画を勘案し、処理の対象とすべき排水の種類及び施設整備を必要とする地域を定めるものとする。既存計画との整合性については、生活排水処理の緊急性、処理技術の進歩、社会情勢の変化等を検討し、必要に応じて既存計画の見直しを行う。

② 経済的要因の検討

③ 社会的要因の検討

実際に施設の選定を行うに当たっては、社会的要因への配慮が重要であり、特に住民の合意形成の問題が大きな比重を占めるものと思われる。

④ 投資効果発現の時期の検討

建設に要する時間等を考慮し、水洗化の要望への対応や生活雑排水対策の効果がいつの時点で期待できるのかを検討する。

⑤ 将来見通しの検討

将来、施設の拡張・縮小等を必要とするか否かの見通しを立てるものとする。公共下水道は将来の人口増加等を見込むことが一般的であるが、これに対し、し尿処理施設は下水道の普及に伴い搬入量が減少するため、処理量が減少した場合の処理方法も検討する必要がある。

2 処理区域

流域下水道の計画処理区域を図3-6-1に示す。

処理区分の基本的な考え方は次のとおりである。

- (1) 流域関連公共下水道による処理を進める区域
下水道整備済及び整備予定が決定している地域（下水道認可計画区域）
- (2) 下水道及び合併処理浄化槽による処理を併行して進める区域
下水道全体計画区域のうち、上記区域を除く区域
- (3) コミュニティ・プラントで処理する区域
- (4) 合併処理浄化槽による処理を進める区域
- (5) 下水道全体計画区域、上記(3)を除く区域

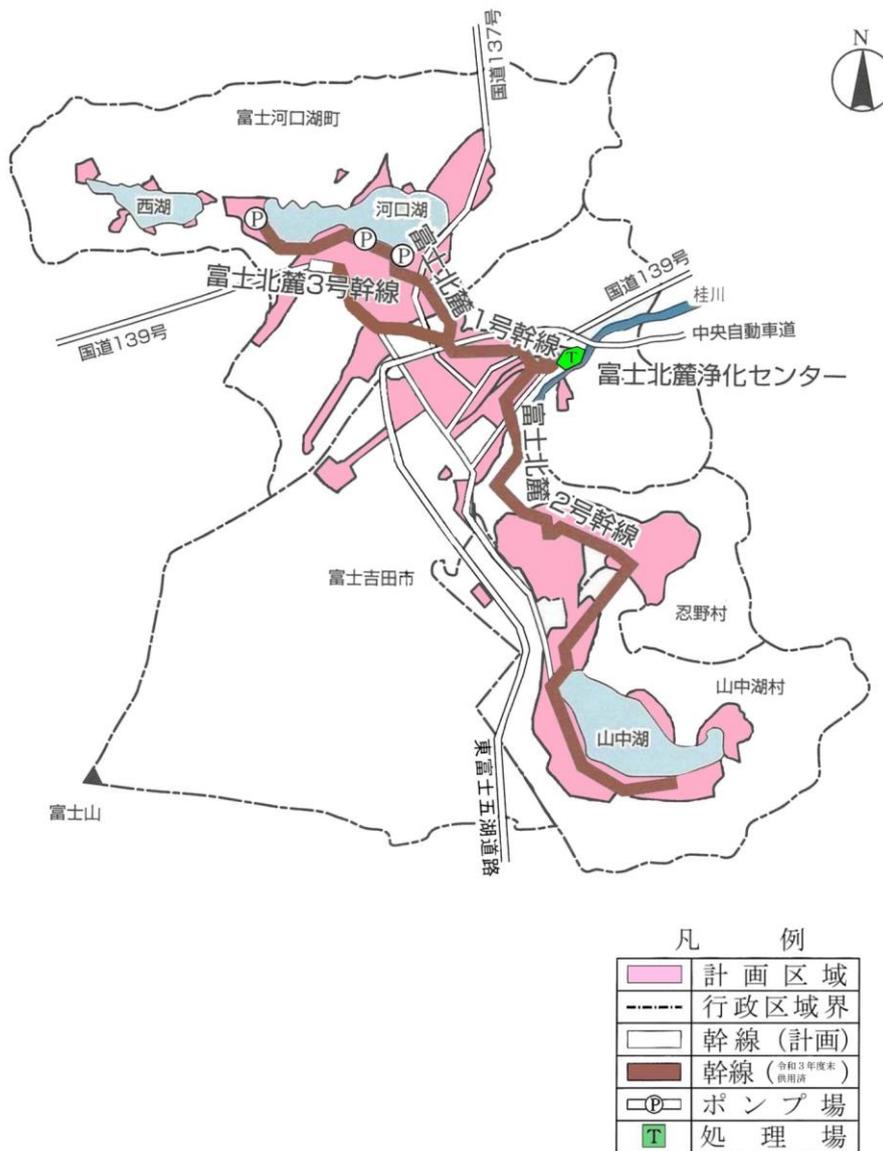


図3-6-1 富士北麓流域下水道の計画処理区域

第3節 処理主体

本町における生活排水の種類別、処理形態別の処理主体は、表3-6-5のとおりとする。

表3-6-5 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	現在の処理主体	計画処理主体
富士北麓流域下水道 (富士北麓浄化センター)	し尿、生活雑排水	山梨県 下水道公社	山梨県 下水道公社
流域関連公共下水道	し尿、生活雑排水	町	町
特定環境保全公共下水道	し尿、生活雑排水	町	町
コミュニティ・プラント	し尿、生活雑排水	町	町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等	個人等
し尿処理施設 (青木ヶ原衛生センター)	し尿、浄化槽汚泥、 特定環境保全公共下水道 終末処理場汚泥、 コミュニティ・プラント汚泥	組合	組合

第4節 今後の施策

第2章第1節「計画の基本方針」、第3章第4節「生活排水処理の問題点」、第6章第1節「処理の目標」等に基づき、目標の達成及び問題点の解決のために、今後進めるべき施策を次に挙げる。

1 公共下水道の促進

衛生的な生活環境への改善や水質汚濁などを防止するため下水道の整備を進める。

(1) 公共下水道事業の推進

① 管渠及びポンプ場の整備

公共下水道の管渠整備は、現認可計画の早期達成を図る。

② 終末処理場の整備

今後とも適正な処理ができるように、県に協力して行く。

(2) 下水道供用区域内での接続率の向上促進

下水道供用区域内での接続率を向上するために、啓発活動を行う。

2 合併処理浄化槽の促進

合併処理浄化槽推進区域での合併処理浄化槽促進のため、次の施策を検討する。

(1) 維持管理体制の確立

合併処理浄化槽の適正な維持管理は、設置者個人においては困難なこともあり、町の主導による維持管理体制について関係所管と協議していく。

3 単独処理浄化槽対策

単独処理浄化槽は、汚濁負荷の原単位が最も大きく、処理人口も多いため、水質汚濁の最大の原因となっており、これを減少させることは生活排水処理の一番の目標である。このためには、前述の下水道及び合併処理浄化槽に関する施策の他、次の事項について検討する。

(1) 合併処理浄化槽への転換の啓発活動を行うとともに、設置者及び清掃業者に対し、適正管理の指導を行っていく。

(2) 高度処理槽を付加したり、未処理の雑排水を併せて処理する槽を付加する、いわゆる変則合併処理浄化槽への改造を(1)と平行して促進する。

4 排出削減の推進

第6章第1節「処理の目標」に基づき、家庭等から排出される汚濁負荷量の削減を図る。そのために、啓発活動を強化するとともに、民間組織の育成を図る。

(1) 現状に対する認識を高めるための広報活動

5 し尿・汚泥処理

し尿・汚泥処理については第7章で詳述するが、以下の点を骨子とした施策を進める。

(1) 現有施設は、稼働開始後約40年を経て、全体的に老朽化しているため、当面は施設改修による延命化を図る。

(2) 現有施設を取り巻く環境は、現在大きく変化しつつあり、その主な因子として次のものが挙げられる。

① 下水道の普及による、し尿・汚泥の発生量の減少

② 組合管外の状況の変化

市町村合併に伴う管外市町村の独自施設計画、処理委託先の変更の動き等しかし、下水道先進地域の例から見ても、し尿・汚泥は無くなる訳ではないので、上記の変化を確認しながら、適切な時期に、新施設の建設または近隣自治体への処理委託を検討するものとする。

- (3) 汚泥等の資源化を促進し、また、省エネルギー、省資源化を図る。
- (4) 今後、下水道の普及に伴い、し尿等の収集量及び区域の変化が予測されるため、収集運搬体制の見直しを行う。
- (5) し尿収集業者、浄化槽清掃業者に対し、適切な指導を行い、処理の適正化に努める。

6 最終処分場

各排水処理施設から発生する汚泥、焼却灰等の最終処分物を適正に処分するために、最終処分地の確保を図る。

第5節 生活排水処理施設の整備計画

生活排水処理施設の整備計画の現況を表3-6-6及び表3-6-7に示す。
また図3-6-2に本町の流域関連の公共下水道計画図を示す。

表3-6-6 生活排水処理施設の整備計画（その1）・富士北麓流域下水道
(令和3年度末)

項目	全体計画		事業計画		供用開始区域	
	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
市町村						
富士吉田市	1,512.9	31,760	829.9	21,490	606.81	18,972
忍野村	611.0	12,370	585.1	11,890	427.83	6,501
山中湖村	508.2	3,040	468.7	2,950	473.66	3,612
富士河口湖町	1,834.4	23,280	1,188.7	17,700	910.55	20,401
合計	4,466.5	70,450	3,072.4	54,030	2,418.85	49,486
計画処理水量	49,738m ³ /日		38,174m ³ /日		—	
下水排除方式	分流式					
処理方法	標準活性汚泥法					
管渠延長	33.5km		33.5km		32.2km	
ポンプ場	3箇所		3箇所		3箇所	

※供用開始区域の面積、人口及び幹線延長は、令和4年4月1日現在の値を示す。

出典：公益財団法人 山梨県下水道公社
(維持管理年報 令和3年度版)

表3-6-7 生活排水処理施設の整備計画（その2）・その他の施設

施設名	計画概要	処理区域	処理人口	整備 予定年度	事業費 見込み (百万円)
合併処理浄化槽		下水道認可区域以外の区域	未定	未定	未定
コミュニティ・プラント		計画なし	—	—	—
農業集落排水施設		計画なし	—	—	—
し尿処理施設		町内全域	491人 (令和3年度)	—	—

注) し尿処理施設には、収集し尿、浄化槽汚泥及びコミュニティ・プラントの汚泥等が搬入されるため、これらの人口の合計を示している。

第7章 し尿・汚泥処理基本計画

第1節 基本方針

第6章「生活排水処理基本計画」に基づき、本町のし尿及び浄化槽汚泥の処理の基本方針を次のように定める。

- (1) 下水道等の他の関連計画との整合性を図りながら、長期的展望のもとにし尿及び浄化槽汚泥の処理計画を行うものとする。
- (2) し尿・汚泥の処理にあたっては、地域の環境保全と公衆衛生に資することを目的とし、経済的かつ効率的な運営を図るものとする。
- (3) 計画にあたっては、地域住民の十分な理解と協力が得られるよう配慮するものとする。
- (4) し尿処理施設については、現有施設の適切な維持管理を今後も継続する。
- (5) 収集量及び区域の変動に対応するために、収集体制、方法についても逐次見直しを行う。

第2節 し尿・汚泥処理の現況と課題

1 施設の概要

本町関連のし尿処理施設である青木ヶ原衛生センターの概要を表3-7-1に、処理のフローシートを図3-7-1に示す。

表3-7-1 施設の概要

施設名称	青木ヶ原衛生センター	
施設所管	青木ヶ原衛生センター（組合）	
組合構成団体	富士河口湖町、鳴沢村	
所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原514番地	
計画処理能力	50kL/日	
処理方式	水処理：嫌気性消化＋活性汚泥＋凝集ろ過 汚泥処理：脱水 臭気処理：高・中濃度；水洗浄	
竣工年度	昭和47年度	
プロセス用水の種類	地下水	
し渣の処分方法	脱水後施設内で焼却後、脱水汚泥とともに農地還元	
汚泥の処分方法	脱水汚泥の状態場で場外搬出し、農地還元	
放流水質	項目	基準値
	pH	5.8～8.6
	BOD (mg/L)	40(30)以下
	SS (mg/L)	50(30)以下
	大腸菌群数 (個/mL)	1,000 以下
放流先	施設敷地内地下浸透	
面積	敷地面積 9,966m ²	

※ 放流水質基準値の（ ）内は日間平均値

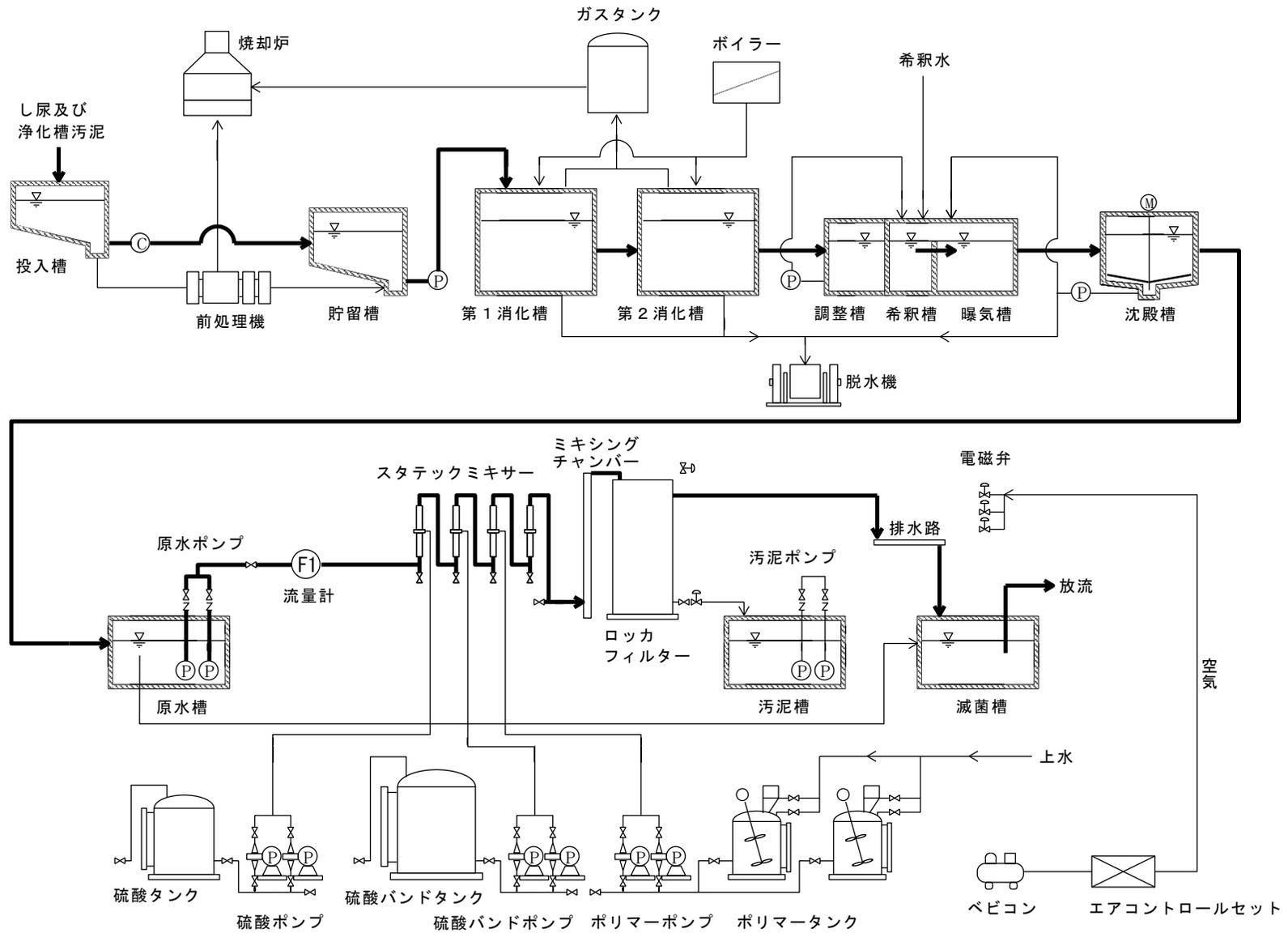


図3-7-1 し尿処理施設（青木ヶ原衛生センター）フローシート

3 収集運搬の状況

本町におけるし尿の収集運搬、浄化槽の清掃及び汚泥の収集は、6社の許可業者（許可期間：令和4年7月から令和6年7月）により、行っている。

4 収集し尿等の性状

収集し尿等の一般的な性状（「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領」による）について参考数値を表3-7-3に示す。

表3-7-3 収集し尿等の性状

項目	収集し尿性状	収集浄化槽汚泥性状	青木ヶ原衛生センター 混合し尿性状 (予測値)
pH	7.9	7.3	—
BOD	9,500	5,600	6,100
COD	5,600	4,700	4,800
浮遊物質	11,000	12,000	11,900
全窒素	3,100	980	1,260
全リン	460	170	210

- ※ 収集し尿の性状については、非超過率50%の値を示してある。
- ※ 収集浄化槽汚泥の性状については、非超過率75%の値を示してある。
- ※ 混合し尿の値は、収集し尿と収集浄化槽汚泥の値を搬入量の搬入比率で加重平均した値である。

5 設備等の状況

本施設は、昭和47年度竣工の嫌気性消化処理方式の施設で、計画処理量は50kL/日である。

稼働開始以来49年を経過し、県内で最も古い施設となっており、主要設備である処理水槽をはじめ、老朽化が進んでいる。

この間、機器類を中心に種々の補修を行って、施設の機能保全に努めているが、一般にし尿処理施設の寿命は20～30年程度と言われており、補修使用も限界に近づいている。

第3節 収集運搬計画

本町のし尿等の収集運搬業務は、町から許可を受けた業者が行っているが、し尿処理において収集運搬業務は、処理施設以上に住民の馴染みが深く、直接住民と接触する機会が多い。そのため、住民からの苦情も処理施設に関するものより出易く、施設機能が向上した近年においては、相対的に住民対策上からも重点施策が必要となってきた。

いうまでもなく、し尿処理は遅滞のない収集運搬業務によって、公衆衛生の向上と環境保全の目標を達成できるものであり、その点が下水道等の他の生活排水処理施設と最も異なる点である。また、収集運搬に関する状況としては、下水道及び合併処理浄化槽の整備に伴い、今後もし尿等の減少が予想される一方、下水道供用区域における収集効率の低下も考えられる。このような状況を念頭において、本町の収集運搬計画を以下のように策定した。

1 収集区域及び収集対象

収集区域は本町の行政区域全域とし、収集対象は一般家庭から発生するし尿、浄化槽汚泥（団地等の集合住宅の浄化槽を含む）、コミュニティ・プラント汚泥等とする。

また、産業排水汚泥等の不法搬入は、し尿処理施設での運転上の支障の原因となるため、業者への指導を徹底する。

2 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥については、下水道の普及により、将来発生量の減少が予測されている。従って将来的には収集運搬体制の縮小見直しが不可避である。

しかし、公共下水道の整備完了には、まだ相当の期間を要する予定である。

この状況下では、収集先の減少による収集・運搬の効率の低下が懸念されることから、当面は現行どおりの、町の許可を受けた業者が収集・運搬を行うものとし、町は許可業者に対し、適宜指導を行うものとする。

3 浄化槽汚泥の収集

単独及び合併処理浄化槽等の汚泥処理設備の不備な施設は、地下埋設配管によって河川等へ放流するとき、汚泥が蓄積されると溢流して、公共用水域を汚染することになる。このため、定期的な清掃、汚泥収集作業が、環境保全上不可欠であり、次の施策を講じる必要がある。

- ・ 浄化槽設置及び撤去に関する書類の整備
- ・ 浄化槽の清掃、汚泥収集リストの整備（具体的には、清掃状況報告書に単独、合併の種類及び処理人口を記述するなど）、また、適正処理についての許可業者、住民への指導

4 下水道区域での収集運搬

下水道の先進の他地域の例から、下水道100パーセント供用区域においても、下水道への接続を見合わせる家庭もあり、相当長期に渡って、し尿、汚泥収集人口が残るものと考えられる。

これらの区域においては、広範に点在する家庭から収集しなければならないため、収集効率の低下、あるいはサービスの低下等が予想される。

このため、下水道供用区域においては、収集業者との連携及び業者への指導を十分行う必要がある。

5 住民対策

区域内住民に受け入れ易く、苦情の少ない収集方法を推進する。

このため、次の点について収集業者に対し協議、指導等を行う。

(主な内容)

- ・アルミカバー等を付けた清潔な収集車両の導入
- ・収集車両排気口からの臭気の処理について、装置等の検討
- ・し尿等の飛散防止の徹底

(ホースの先端処理、積載量の遵守等)

第4節 中間処理計画

一般廃棄物処理において、し尿処理施設は液状一般廃棄物の中間処理施設として位置付けられており、これを図3-7-2に示す。

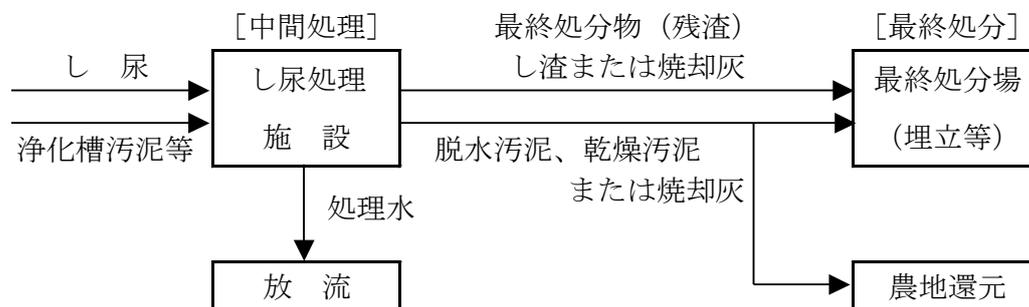


図3-7-2 し尿処理施設の位置付け

図に示すように、し尿処理施設に搬入されてくるものは、し尿と浄化槽汚泥等であり、排出されるのはし渣（または焼却灰）、汚泥（脱水汚泥、乾燥汚泥、または焼却灰）及び処理水である。

し尿処理施設には種々の設備があるが、単純に言えば搬入したものをどのような形、成分で排出するかが中間処理施設のあり方である。本節では中間処理に関する基本的事項を定める。

(1) 処理対象及び処理量

し尿処理施設では、前節で述べた本町から収集するし尿及び浄化槽汚泥等の処理を行う。

(2) 受入、貯留

前処理工程で発生するし渣（きょう雑物）については、旧し尿処理施設構造指針により「し渣は不衛生なものであるため焼却を原則とする」とある。

現在は、し尿処理施設内で焼却処理し、焼却灰は脱水汚泥とともに農地還元しているが、将来的にはごみ焼却施設での処理を検討する。

(3) 水処理

現有施設の放流水質は現行の地下浸透の基準値を満たしているが、施設が老朽化しており、将来的には下水道への放流のための簡易処理施設等を検討して行く。

また、それと併せて近隣自治体の施設での委託処理も選択肢の1つとして検討する。

(4) 汚泥処理

主処理及び高度処理で発生する汚泥は、現在、農地還元を行っている。

平成9年度より国の方針としてし尿処理施設を汚泥再生処理センターへ転換していく方針が明確にされた。しかし、本町において汚泥再生処理センター化を推進するには様々な障害があるため、当面、現行どおり農地還元による汚泥の資源化を継続するものとする。

(5) 臭気処理

臭気発生防止及び臭気処理には特に十分な配慮を行うものとする。

(6) 施設整備

現有施設は老朽化しているため、当面は改修による延命化を図るが、現有施設を取り巻く環境（下水道の普及による搬入量の減少、現有施設へし尿等を搬入している組合管外の市町村の動向等）を見極め、適切な時期に新施設の建設、近隣自治体の施設での委託処理等を検討して行く。

第5節 最終処分計画

現在、し尿処理施設から排出される最終処分物は、脱水汚泥とし渣であるが、脱水汚泥は農地還元しており、し渣は焼却した後の焼却灰を脱水汚泥と混合して農地還元している。

また、将来的な施設整備計画における最終処分のあり方について、次のように計画している。

(1) し 渣

し渣は不衛生なものであるため、施設内で脱水後、ごみ焼却施設で焼却し、焼却灰は搬出し、最終処分場で埋立処分する。

(2) 汚 泥

脱水を行い、農地還元する。

第6節 施設整備の検討

現有施設は、竣工後49年を経て老朽化しているが、現在のところ、施設整備の具体的な計画は立っていない。

当面は、現有施設の補修による延命化が必要であるが、今後、施設更新に代わる手段として、近隣の処理施設等での委託処理も十分検討する必要がある。